平成２９年９月

**公益財団法人　キリン福祉財団**

**キリン･地域のちから応援事業　公募助成のご案内**

**～福祉向上で地域を元気にする活動を応援する新しいプログラム～**

弊財団では、地域に根づく小さな福祉活動として実施してきた「キリン・子育て応援事業」「キリン・  
シルバー『』応援事業」「キリン・子ども『』応援事業」の３種類の公募助成を終了し、  
平成３０年度より新たに２種類の公募助成を実施することにいたしました。

今回、地域やコミュニティを元気にするさまざまなボランティア活動を応援する、「キリン・

　地域のちから応援事業」の募集要綱が決定しましたので、下記の通りご案内申し上げます。

記

**１．助成対象となる事業**

障害があってもなくても、高齢者でも子どもでも、日本人でも外国人でも、同じ地域やコミュニティ

で生活する一員として、共に理解し合い・支え合う共生社会の実現を願い、地域における障害児・者、  
高齢者、子ども等の福祉向上に関わる、次のような幅広いボランティア活動を実施する団体に対して助成いたします。

※ここでの「ボランティア活動」は、自発的・自主的・利他的に行われる無償の活動を指します。

（１）子ども・子育て世代の福祉向上に関わるもの

　　　　子ども・子育て世代が主体となって実施する活動

地域やコミュニティの子ども・子育て世代を元気にする活動を応援します。

（２）シルバー世代の福祉向上に関わるもの

　　　　高齢者が知識・技術・経験を活かして実施する活動

地域やコミュニティの高齢者を元気にする活動を応援します。

（３）障害や困りごとのある人・支える人の福祉向上に関わるもの

　　　　障害のある人や困りごとを抱える人・それらを支える人（病気や困りごとを抱える人の介護者や応援者も含みます）が主体となって実施する活動

　　　　地域やコミュニティの障害のある人や困りごとを抱える人・支える人を元気にする活動を

　　　　応援します。

（４）地域やコミュニティの活性化に関わるもの

　　　　既存の自治活動やお祭りから一歩進んだまちづくり、新たな繋がりを創りだし地域やコミュニティを元気にする活動、共生社会を創る活動、災害復興等の活動を応援します。

　　【事業区分】　具体的な事業区分の例は次の通りです。

居場所づくり（広場・サロン・サークル・作業場・食堂等）、施設・居住訪問、講演会・講習会の開催、交流（世代、グループ）、ネットワークづくり、カウンセリング、読書・絵本・読み聞かせ、  
芸術・文化振興（音楽・演劇・絵画・手芸等）、社会・自然・農業体験、スポーツ・健康、地域での  
遊び、芸能伝承、非行・いじめ・不登校、虐待防止、社会的養護、学習支援、介護、配食、送迎、  
防犯、見守り、社会的弱者の当事者及び支援活動（障害児・者、外国を背景に持つ子どもや人、生活困窮、社会的マイノリティ等）、まちづくり、環境整備、地域活性化、災害復興、防災、その他。

注１：昨年度まで実施していた「キリン・子育て応援事業」「キリン・シルバー『力』応援事業」に

該当する活動は、すべて応募の対象になります。

　注２：昨年度まで実施していた「キリン・子ども『力』応援事業」に該当する活動は、子ども・障害者・高齢者及び地域やコミュニティの福祉向上に繋がるものであれば、応募の対象になります。

**２．助成対象とならない事業**

（１）もっぱら自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや同好会の活動。

（２）介護保険事業及び行政から委託・補助・助成を受けている活動。

（３）事業の企画・運営を包括的に他の団体等に委託した事業。

**３．助成対象となる団体**

（１）４名以上のメンバーが活動する団体・グループであること。

　　　　　※ＮＰＯ等の法人格の有無、および活動年数は問いません。

　　　　　※障害者・高齢者・子ども等の方が中心の団体、それらの方々を支援する方が中心の団体のどちらでも

　　　　　　助成対象といたします。

（２）連絡責任者は満２０歳以上であること。（年齢は平成３０年４月１日現在の満年齢となります。）

**４．助成対象となる事業実施期間**

平成３０年４月１日～平成３１年３月末日

**５．助成金額**

１件（一団体）あたりの上限額は３０万円です（総額４，８００万円）。原則として単年度助成です。  
※３０万円以内の申請であっても審査の結果、申請金額の一部を減額させていただく場合があります。

※助成金については、平成３０年５月末までに全額を一括でお支払いいたします。

※申請された事業に対しての自己資金の有無は問いません。

**６．助成対象となる経費**

（１）旅費・交通費：活動に必要な旅費や交通費

（２）備消耗品費：活動に直接必要な什器・機器備品・文具等の消耗品の購入費用

（３）制作費：活動に直接必要な制作物・ポスター・パンフレット等の作成費用

（４）通信費：活動に必要な郵送、宅配便等の費用

（５）会場費：会場使用料、会場設営に関わる費用等

（６）謝金：外部講師・外部ボランティア等に対する謝礼金

（７）その他：上記経費項目以外の活動に必要な経費

**７．助成対象にならない経費**

（１）団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料等の謝礼金

（２）活動の拠点となる事務所等の家賃・光熱費・通信費等

（３）事務所や家等で恒常的に使う備品の購入費用（パソコン、コピー機、プリンター等の汎用機材等）

（４）その他、申し込みの事業には直接関係のない費用

**８.選考方法・基準および発表方法**  
（１）選考委員会において選考を行います。(書類選考)

　　[平成３０年度選考委員一覧、敬称略、５０音順]

土屋　葉　　 （愛知大学　准教授）

廣澤　満之　 (白梅学園大学　准教授)

三浦　剛　　 (東北福祉大学　教授)

森　玲子　　 （東京ボランティア・市民活動センター　相談担当専門員）

和田上　貴昭 (日本女子大学　准教授)

（２）選考基準

①地域やコミュニティの活性化

地域やコミュニティに開かれた活動で、元気・活性・つながりの形成等の意図が盛り込まれてい  
る。クローズなコミュニティの活動であっても、問題解決や啓発等による福祉向上の意図が盛り込まれている。

②活動の波及性

活動の社会に与える影響が大きく、他の事業のモデルや社会的な波及効果が期待できる。

③活動の発展性

一過性の活動でなく、今後も継続・発展させていく具体的な計画がある。

④事業目標・計画の明確さ

事業の目的が明確であり、目標を実現するための事業計画・資金計画が適性かつ合理的である。

　　　　　※申し込みいただいた事業内容と予算の整合性がとれていない場合は、選考委員の審査の対象外となります。

（３）発表方法

結果は平成３０年３月下旬までに、全てのお申し込み団体の連絡責任者宛てに文書にてご連絡

いたします。なお、不採択にかかわる理由等についてはお知らせできません。

**９．申込受付期間**

平成２９年９月１２日（火）～１０月３１日（火）　当日消印有効

**１０．申込方法**  
（１）【平成３０年度キリン・地域のちから応援事業申込書】に必要事項をご記入の上、押印した正本

　　　１部をキリン福祉財団宛て郵送下さい。正本のコピーはお手元に保管しておいて下さい。

（２）郵送いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承下さい。

（３）公募助成申込書類一式は、弊財団のホームページからダウンロードできます。（PDFまたはEXCEL）

**１１．個人情報について**

（１）ご記入いただいた個人情報（代表者及び連絡責任者の氏名・住所・連絡先等）は、選考手続きに

　　　際し選考委員等へ提供する他、選考結果の連絡等に利用します。

（２）助成が決定した場合は、団体名称・所在地・代表者名をニュースリリースとしてマスコミに案内

　　　する際に利用します。

　　　また団体名称・事業名称は弊財団が発行・公開する「年次報告書」に記載させていただきます。

　　　上記以外の目的で個人情報を利用することはありません。

　　　また法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要とする場合を

　　　除いて第三者へ提供することはありません。

**１２．その他**

（１）１団体１つの申込みとさせて頂きます。

（２）「(7)収支予算」の欄では収入の部合計と支出の部合計が一致するようにして下さい。

　　　　※収入の部合計と支出の部合計が一致しない場合は、選考委員による審査の対象外となります。

（３）　過去に当財団より子育て･シルバー力･子ども力応援事業等の助成を受けたことがある場合は、「(9)過去に当財団から受けた助成」に記載下さい。

（４）「(13)推薦者」の欄は記入必須です。団体の日常の活動または活動の趣旨を良く知っていて、かつ

利害関係がない方に依頼して下さい。社会福祉協議会、ボランティアセンター、学校、行政等の

職員　等に依頼されるケースが一般的です。

　　　　※推薦者が団体と利害関係がある場合は、選考委員による審査の対象外となります。

（５）助成が決定した事業について他の助成先からの助成も決定した場合には、ご相談のうえ、弊財団

　　　からの助成金額を減額いただく、または助成をご辞退いただくことがあります。

（６）申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合には、助成決定を取り消させていただくことが

　　　あります。

（７）助成金は申請された事業内容のみの使用に限定します。なお、事業実施期間（当該年度内）に助成金を使用できなかった場合、残金は返金していただきますので、速やかに事務局までご連絡下さい。

　　　返金方法について改めてご案内いたします。

（８）申請内容等の事前のご相談については、随時受け付けていますので、以下の事務局へ電話・メール・

ファックスでご連絡下さい。

以上

【お問合せ先】

公益財団法人　キリン福祉財団　山形・小松代　宛

ＴＥＬ　０３-６８３７-７０１３　ＦＡＸ　０３－５３４３－１０９３

Ｅメール　fukushizaidan@kirin.co.jp　　ホームページ　http://www.kirinholdings.co.jp/foundation/

【申込書送付先】

〒１６４-０００１　東京都中野区中野四丁目１０番２号　中野セントラルパークサウス

公益財団法人　キリン福祉財団　　平成３０年度キリン･地域のちから応援事業事務局　山形・小松代　宛